

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 13 日（火）第2931号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 5

## 公 告

- 指定管理者の公募公告 (4件) (都市計画課取扱い) 5  
(建築課取扱い) 7

## 教 育 委 員 会 公 告

- 指定管理者の公募公告 (保健体育課取扱い) 10

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 11

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 11

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 879 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 8 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿久根市脇本字大漉上11545番，字上瀬崎山11546番1から11546番4まで，字松ヶ根脇11646番1から11646番7まで，字木生坊11647番
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第880号

平成25年 7 月 12 日鹿児島県告示第789号（以下「告示第789号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南大隅町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
上大川勘六，石走嘉平次，石走源左衛門，石走次郎，石走小太郎，石走清次郎，石走平吉，炭屋新助	肝属郡南大隅町根占辺田字石走ノ上4166番	告示第789号の変更後の指定施業要件のとおりに
鹿児島無尽株式会社	肝属郡南大隅町根占辺田字井手平4931番1，4931番2	

### 鹿児島県告示第881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
たくみ歯科医院	南さつま市加世田川畑字里坊1532	平成25年 6 月 1 日
大隅垂水医科歯科クリニック	垂水市南松原町10番	平成25年 6 月 17 日

### 鹿児島県告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
ヘルパーステーションたくみ	鹿屋市串良町有里3099番地3	平成25年 6 月 18 日
デイサービスセンターたくみ	鹿屋市串良町有里3099番地3	平成25年 6 月 18 日
デイサービスセンターリハリハ	鹿屋市川西町4461番地14	平成25年 6 月 1 日

### 鹿児島県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助

のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
有限会社さくらケアサービス	出水市福ノ江町758番地	平成25年 6 月 8 日

**鹿児島県告示第884号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地  
左右会介護支援センター  
志布志市志布志町志布志一丁目13番1号

- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護支援事業所の所在地	志布志市志布志町志布志二丁目28番12号	志布志市志布志町志布志一丁目13番1号	平成25年 4 月 10 日

**鹿児島県告示第885号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いちき串木野市医師会立脳神経外科センター訪問看護ステーションさくら	いちき串木野市生福5391番地3	公益社団法人いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38番地	野邊 修明	平成25年 8 月 1 日	訪問看護

**鹿児島県告示第886号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いちき串木野市医師会立脳神経外科センター訪	いちき串木野市生福5391番地3	公益社団法人いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38番地	野邊 修明	平成25年 8 月 1 日	介護予防訪問看護

問看護ステーシ ョンさくら						
------------------	--	--	--	--	--	--

**鹿児島県告示第887号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社キューアコネクト	鹿児島市谷山中央六丁目21番21号	訪問看護ステーションであて	鹿児島市谷山中央六丁目22番24号	平成25年8月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第888号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿屋市光同寺土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
  - 理事 平松 孝市 鹿屋市川東町8434番地10
  - 理事 光同寺忠美 鹿屋市川東町8708番地
  - 理事 光同寺幸夫 鹿屋市川東町8687番地
  - 理事 久木田茂樹 鹿屋市川東町8436番地2
  - 理事 田中 節夫 鹿屋市笠之原町48番地3
  - 理事 西添 鉄二 鹿屋市吾平町下名2959番地4
  - 理事 梶原美津枝 鹿屋市吾平町下名2209番地
  - 理事 豊重 行夫 肝属郡肝付町富山1916番地3
  - 監事 上野 洋 肝属郡肝付町富山1846番地3
  - 監事 原之園日米子 鹿屋市吾平町下名2414番地
  - 監事 東桂木 香 鹿屋市川東町8531番地2

(任期 平成25年4月5日から平成29年4月4日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
  - 理事 牛渡 郁雄 鹿屋市川東町8840番地1
  - 理事 光同寺 操 鹿屋市川東町8440番地19
  - 理事 岡園 忠征 鹿屋市川東町8440番地18
  - 理事 平松トミ子 鹿屋市川東町8509番地5
  - 理事 吉元 初男 鹿屋市笠之原町1022番地
  - 理事 城御堂 等 鹿屋市吾平町下名2221番地
  - 理事 出水田秋宣 鹿屋市吾平町下名2901番地
  - 理事 豊重 正人 肝属郡肝付町富山南1916番地4
  - 監事 源川美知男 鹿屋市吾平町下名2353番地1
  - 監事 上山 五夫 肝属郡肝付町富山1891番地
  - 監事 徳留 勝俊 鹿屋市川東町8518番地1

**鹿児島県告示第889号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肝属南部土地改良区の役

員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川7863番地 6

（任期 平成25年 7 月 9 日から平成27年 3 月 31日まで）

### 鹿児島県告示第890号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成25年 9 月 17日から同年12月20日まで
- 3 作業の地域 垂水市

## 公 告

### 指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成25年 8 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称  
吉野公園
- 2 公の施設の所在地  
鹿児島市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
  - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
  - (3) 都市公園の利用の促進に関する業務
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
  - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
- 6 複数の団体等による申請  
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法

## (1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類

## (2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

## 8 申請を受け付ける期間

平成25年8月19日（月）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成25年9月13日の消印のあるものまで受け付ける。

## 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

## 10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成25年8月13日（火）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

## 指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成25年8月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 公の施設の名称

大隅広域公園

## 2 公の施設の所在地

鹿屋市及び肝属郡肝付町

## 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
- (3) 都市公園の利用の促進に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

## 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- 6 複数の団体等による申請  
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
    - ア 指定管理者指定申請書
    - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
    - ウ 管理の業務に関する収支予算書
    - エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）
    - オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
    - カ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 申請書類の提出先  
鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間  
平成25年8月19日（月）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお，郵送により提出する場合は，平成25年9月13日の消印のあるものまで受け付ける。
- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
  - (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
- (1) 詳細は，募集要綱によるものとする。
  - (2) 募集要綱は，鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において，平成25年8月13日（火）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間，配布する。

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により，次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成25年8月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称  
県営住宅（鹿児島市内分）
- 2 公の施設の所在地  
鹿児島市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
  - (2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手続に関する業務

- (3) 県営住宅及び共同施設の環境整備及び維持修繕に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
  - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
  - (7) 役員のうち地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 申請の日現在において、管理している賃貸住宅の戸数が500以上であること。
  - (9) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者が常勤で在籍していること。
- 6 複数の団体等による申請  
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
  - (1) 申請書類
    - ア 指定管理者指定申請書
    - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
    - ウ 管理の業務に関する収支予算書
    - エ 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
    - オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
    - カ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 申請書類の提出先  
鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間  
平成25年 8 月 19 日（月）から同年 9 月 13 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、郵送により提出する場合は、平成25年 9 月 13 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- 9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準
  - (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
  - (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
  - (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
  - (2) 募集要綱は、鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番 1 号



郵便番号 890-8577)において、平成25年8月13日（火）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成25年8月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称  
県営住宅（鹿児島市及び離島に所在するものを除く。）
- 2 公の施設の所在地  
指宿市 外18市町
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
  - (1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
  - (2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手続に関する業務
  - (3) 県営住宅及び共同施設の環境整備及び維持修繕に関する業務
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
  - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
  - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
  - (7) 役員のうち地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 申請の日現在において、管理している賃貸住宅の戸数が500以上であること。
  - (9) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者が常勤で在籍していること。
- 6 複数の団体等による申請  
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
  - (1) 申請書類
    - ア 指定管理者指定申請書
    - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
    - ウ 管理の業務に関する収支予算書
    - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
    - オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
    - カ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成25年8月19日（月）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成25年9月13日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成25年8月13日（火）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

## 教育委員会公告

### 指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成25年8月13日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

1 公の施設の名称

鹿児島ふれあいスポーツランド

2 公の施設の所在地

鹿児島市中山町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 公の施設の施設並びに附属設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 施設等の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の利用料に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、施設等の管理に関して鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなっ

た日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

6 複数の団体等による申請

公の施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県教育庁保健体育課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成25年8月13日（火）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成25年9月13日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要綱によるものとする。

(2) 募集要綱は、鹿児島県教育庁保健体育課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成25年8月13日（火）から同年9月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

(3) 申請をしようとする団体等は、平成25年8月22日（木）に開催する現地説明会に参加すること。

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第34号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年8月13日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表216の項を削る。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第84号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年8月13日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A G I D R E A M ~ 最 強 馬 決 定 戦 ~ K - R R ・ Y 2	株式会社サンセイアールアンドディ	3P0490
ぱちんこ遊技機	C R A G I D R E A M ~ 最 強 馬 決 定 戦 ~ R R ・ Y 2	株式会社サンセイアールアンドディ	3P0502
ぱちんこ遊技機	C R A 戦 国 乙 女 3 9 A W 1	株式会社平和	3P0525
ぱちんこ遊技機	C R 百 花 繚 乱 M 5 A X	株式会社平和	3P0536
ぱちんこ遊技機	C R ラ ブ 嬢 プ ラ ス L 2 A T 1	株式会社平和	3P0556
ぱちんこ遊技機	C R A デ ッ ド オ ア ア ラ イ ブ B S	株式会社大一商会	3P0539
ぱちんこ遊技機	C R 薄 桜 鬼 B L	株式会社大一商会	3P0553
ぱちんこ遊技機	C R フ ィ ー バ ー ス レ イ ヤ ー ズ R E V O L U T I O N S	株式会社三共	3P0569
ぱちんこ遊技機	C R ぱ ち ん こ 必 殺 仕 事 人 お 祭 り わ っ し ょ い Z 3	京楽産業. 株式会社	3P0592
回胴式遊技機	パチスロスタードライバーGG	山佐株式会社	3S0386
回胴式遊技機	クルットケロットルーレット3CC	山佐株式会社	3S0410